

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その一部が助成されます。

令和5年8月31日から対象事業場の拡大や申請時期の変更など制度が拡充されました。

支給要件

- ❖ 中小企業・小規模事業者であること
- ❖ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ❖ 交付申請後に、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ（就業規則に明記）、引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ❖ （事業場規模50人未満の場合）令和5年4月1日から令和5年12月31日までに賃金を引き上げ（就業規則に明記）、引き上げ後に交付申請を行うこと
- ❖ 生産性向上・労働能率増進に資する設備投資等を行うこと
（発注は交付申請後、納品は交付決定後）
- ❖ 申請前3ヶ月及び賃金引き上げ後6ヶ月経過までの期間に、解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

助成率

事業場内最低賃金	通常	生産性要件を満たす場合
900円未満	9 / 10	
900円以上 950円未満	4 / 5	9 / 10
950円以上	3 / 4	4 / 5

各コースの上限額

引き上げ額	賃金を引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上（特例）
30円コース	30万円 (60万円)	50万円 (90万円)	70万円 (100万円)	100万円 (120万円)	120万円 (130万円)
45円コース	45万円 (80万円)	70万円 (110万円)	100万円 (140万円)	150万円 (160万円)	180万円
60円コース	60万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (190万円)	230万円	300万円
90円コース	90万円 (170万円)	150万円 (240万円)	270万円 (290万円)	450万円	600万円

※カッコ内は、30人未満の事業場の場合

※特例措置（10人以上の上限区分）は、次の①②又は③のいずれかに該当する事業場が対象

①賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業者

②生産量要件：直近3ヶ月間の売上が、前年・前々年又は3年前の同じ月に比べ、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月のうち任意の1ヶ月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

※人数のカウント対象：事業場内最低賃金の者以外でも、申請コース額以上に引き上げた場合もカウント対象（既に新事業場内最低賃金より高かった者を除く。）

助 成 対 象

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成など）

特例措置のうち、「②生産量要件」又は「③物価高騰等要件」に該当する場合に限り、次の設備投資も助成対象

- ・乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末と周辺機器（新規購入に限る。）
- ・生産性向上に資する設備投資等に関連する経費

例：広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器、什器備品（机・椅子等）

設 備 投 資 例	製造	原料充填機、食材カッター、パン発酵機、包装機、冷凍冷蔵庫、工程管理システム、フォークリフト、ベルトコンベア
	卸売・小売	POSレジシステム、自動釣銭機、フォークリフト、ミキサー、焙煎機、顧客管理システム、受発注機能付きホームページ
	宿泊・飲食	スチームコンベクション、券売機、冷蔵・冷凍庫、温蔵庫 オーダーシステム、オンライン受注システム
	医療・福祉	リフト付き福祉車両、人数送迎可能な福祉車両、電動式ベッド 非接触型自動検温器
	建設	測量機器、WEB会議システム
コンサルティング例	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上	
その他の事例	店舗改装による配膳時間の短縮	

◆申請期限 令和6年1月31日まで（予算に達した時点で受付終了）

◆事業完了期限 令和6年2月28日まで

※中小企業 【飲食・小売業】資本金5000万円以下又は50人以下 【サービス業】5000万円以下又は100人以下
【卸売業】1億円以下又は100人以下 【その他】3億円以下又は300人以下

企業は人なり人は財なり

TMC

ISO27001 認証

(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC

本 社 TEL 0287(67)0003

大 宮 支 店 TEL 048(840)3023

宇 都 宮 支 店 TEL 028(666)3005

須 賀 川 支 店 TEL 0248(72)3008

仙 台 支 店 TEL 022(295)3023

山 形 支 店 TEL 023(666)4864

東 京 支 店 TEL 0570(00)4864

小 山 支 店 TEL 0285(37)6655

水 戸 支 店 TEL 029(212)4864

福 島 支 店 TEL 024(525)3050

一 関 支 店 TEL 0191(25)5010

青 森 支 店 TEL 017(718)4864